

## 令和7年度 第2回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 令和7年10月22日(水) 午後3時00分～午後4時00分
- 2 場 所 さいたま市役所議会棟 2階 第7委員会室
- 3 出席者
  - (1) 委 員 新井 通巧 委員(職務代理) 重川 純子 委員(会長)  
石川 憲次 委員 島田 壽子 委員  
禿 あや美 委員 高松 佳子 委員  
小風 明 委員 持田 光司 委員
  - (2) 事務局 総務局長、人事部長、職員課長 外6名
  - (3) 議会局 議会局長、総務部長、秘書総務課長 外2名
- 4 欠席者 岡村 春香 委員、清水 節男 委員
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議項目 議題 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
- 7 議事の経過
  - (1) 審議会資料説明について
  - (2) 審議  
議題 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
  - (3) 事務連絡
  - (4) 閉会
- 8 審議内容
  - (1) 審議会資料の確認
    - ・ 事務局から、配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第2回 資料>」に基づき、本市の特別職職員の月例給・特別給等について説明。

### 【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ 会議資料3ページの2025年職種別民間給与実態調査において、調査対象を100人以上の事業所ではなく、50人以上の事業所としているのはよろしいのか。

⇒ 2025年職種別民間給与実態調査は令和7年4月23日から6月13日まで実施しており、調査時点では例年どおり、50人以上の事業所を対象に調査を実施した。

なお、民間との給与比較を行う際は、調査データから100人以上の事業所を比較対象企業とし、給与額を算出している。

- ・ 調査対象となる50人以上の事業所は119事業所と示されているが、給与比較の対象となった事業所数はいくつあるのか。

⇒ 90事業所である。

- ・ 本審議会の流れについて改めて説明していただきたい。

⇒ 本日は月例給及び特別給の改定（引上げ、据置き、引下げ）を実施すべきかを審議いただき、審議結果を基に、市長へ意見報告を行う。その後、市長の判断により、諮問を受けた際は、本審議会でも論議的な給料等の改定額や特別給の支給月数、改定時期について審議いただく。

- ・ 月例給及び特別給の改定を判断する上での参考として、市長の退職手当について教えていただきたい。

⇒ 市長は任期が4年のため、4年ごとに退職手当が支払われている。また、退職手当の算出は月例給を基礎としている。議員については、退職手当の制度が無い。

補足として、平成16年に、市長が本審議会に退職手当の支給率について諮問をしたことがある。三市（旧浦和市・旧大宮市・旧与野市）合併後、政令指定都市に移行した中で、政令指定都市の市長として、適正な退職手当の水準について審議した。

- ・ 一般職職員の給与条例を改正するにあたり、市議会の議決が必要となるが、議決までの見通しを教えてください。

⇒ 今後、職員団体と団体交渉を行い、12月定例会に議案を上程し、議決を目指す。

## (2) 審議事項

議題 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について

配布資料及びこれまでの事務局の説明を踏まえ、現行の市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額（月例給）及び期末手当（特別給）の改定の必要性について、委員の意見を聴取。

【各委員の主な意見】（欠席委員から事前にいただいた意見を含む）

《月例給・特別給について》

- ・ 月例給については、据置きとするべき。理由としては、一般職職員との均衡を考慮すると引き上げたいところだが、これまでも本審議会のなかで小刻みな改定は馴染まないとの考えで審議してきている。

また、2年前に引き上げたばかりであることや本市の財政収支の状況が今後厳しい状況となること、他の政令指定都市の報酬等と比較して、市長は平均以上であり、議員も中位であること、物価高騰などにより市民の生活は厳しい状況であることなどを総合的に考えると据置きが妥当であると考えます。

特別給については、引き上げるべき。理由としては、これまでも国の指定職職員にならって改定してきた経緯があることや一般職職員との均衡を考慮して引き上げても良いのではないかと考える。

- ・ 本市における過去の月例給の改定において、一般職職員の月例給の累計改定率が1.0%未満の場合は据え置かれ、1.0%に達した令和5年は引き上げた。今回、局長級の累計改定率は2.91%で1.0%を超えるため、月例給は引上げが妥当と考える。特別給も同様に引上げが望ましい。
- ・ 以下の観点から、月例給及び特別給の改定について判断した。

まず、一般職職員とのバランスといった点では、月例給、特別給ともに、職責や市民への影響を踏まえて慎重に判断すべきであり、一般職職員の給与とは異なる観点で判断すべきである。

次に、市民感情への配慮について、月例給は、物価高騰や社会不安が続く中で市民生活は厳しく、このような中で引上げは馴染まない。特別給は、業績や職務遂行への評価を反映する性格が強く、成果に応じた報酬は、市民への説明責任を果たす役割を担っていると考える。

更に、健全財政の維持について、月例給は、引上げを実施すると、毎月の固定費が増え、長期的な財政負担が増大する。一方、特別給は、景気や財政状況に応じて柔軟に調整が可能である。

そして、民間給与水準との均衡について、月例給は、相対的に高水準であり、引上げの必要性は低いと考える。特別給においては、民間との均衡を考慮し、引上げが妥当と考える。

また、リーダーシップの表明として、月例給の引上げ改定に対する影響を鑑みると、自らの報酬を据え置くことで、公務に対する使命感や責任感を報酬に依存しない姿勢を示すことができる。

以上から、月例給は据置き、特別給は引上げが妥当と考える。

- ・ 月例給については、今後の財政状況に鑑み、恒常的な人件費や退職手当にも関わることから、引上げ改定については慎重に判断すべきであり、今回は据置きが妥当と考える。

特別給については、物価情勢に対して柔軟に改定を行い、調整をする役割を担うと考えている。したがって、引き上げるべきである。

- ・ 最近の物価上昇は、近年稀に見る速度であり、現況において報酬等を据え置くと、事実上の賃下げになり望ましくない。

一方、少子高齢化が更に進む将来において、持続可能な財政状況を確保することが最大の課題だと考えている。したがって、月例給は据え置くべきであり、特別給については、バランスを取るため、引き上げるべきと考える。

- ・ 更なる収支不足の拡大が懸念されるが、政令指定都市内の財政指標の順位など、相対的に財政状況を鑑みると、健全な財政を維持しているとの見解である。

また、物価高騰の世の中で、賃上げにより経済を循環させていきたい思いから、月例給、特別給ともに引き上げるべきと考える。

#### 【委員の質問及び事務局の回答】

- ・ 本審議会において、市長、副市長及び議員の報酬等を審議するが、特別職職員の選出方法や退職手当の支給の有無など、一律の扱いではない中で、月例給及び特別給の改定を一律に判断してよいのか。

⇒ 次回の審議会で説明する。

#### (5) 意見集約

##### 【会長による各委員の意見集約】

各委員の意見を集約すると、月例給については「引上げの改定を行うべき」との意見があったものの、「据え置くことが適当」との意見が過半数を占めている。特別給（期末手当）については、「引上げの改定を行うべき」との意見であった。したがって、委員全ての意見を付したうえで、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等のうち、月例給については「据え置くことが適当」、特別給については「引上げの改定を行うべき」とし、報告書を作成することとしたい。

##### 【委員の意見】

異議なし。

9 委員からの意見・質問及び事務局の説明・回答（審議後）

- ・ 7(2)で委員からの質問に対する見解として、選出方法が市長及び議員と副市長で異なることについて、副市長は議会の同意をもって選任するため、間接的に住民から選出されたといつて良いのではないか。
- ・ 報酬に含まれてはいないが、議員に交付している政務活動費について教えていただきたい。

⇒ 次回の審議会で説明する。